

成年後見登記に係る登記手数料額及び 証明書手数料額の変更(引下げ)について

平成23年4月1から、「登記手数料令等の一部を改正する政令」の施行に伴い、成年後見登記の登記手数料及び証明書手数料が引き下げられます。

1. 登記の囑託又は申請(1)

登記の種類	登記手数料額(1件につき)	
	変更前	変更後
後見・保佐・補助開始の審判の登記	4,000円	2,600円
任意後見契約締結の登記	4,000円	2,600円
変更の登記(2)	2,000円	1,400円
後見命令等の登記	2,000円	1,400円

(1) 登記の囑託又は申請は、東京法務局民事行政部後見登録課のみで取り扱っています。

(2) 成年後見人等又は成年後見監督人等の辞任の許可の審判等に基づく登記等

(注) 変更前の金額で納付した場合、返金を求める際には、別途償還請求の手続が必要になりますので、印紙を購入するときは注意してください。

2. 窓口又は郵送での交付請求()

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
登記事項の証明書	800円	550円
登記されていないことの証明書	400円	300円

() 郵送での交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課のみで取り扱っています。

(注) 変更前の金額で納付した場合、返金を求める際には、別途償還請求の手続が必要になりますので、印紙を購入するときは注意してください。

3. オンラインによる交付請求()

(1) 登記事項の証明書

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	490円	380円
電子的な証明書	440円	320円

(2) 登記されていないことの証明書

証明書の種類	手数料額(1通につき)	
	変更前	変更後
紙の証明書	330円	300円
電子的な証明書	280円	240円

() オンラインによる交付請求は、東京法務局民事行政部後見登録課で取り扱っています。

平成23年4月1日以降の納付方法
収入印紙により納付していただくこととなりますが、引き続き、お手持ちの登記印紙も使用することができます。